

○大雪消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

〔平成6年12月27日〕
〔条例第10号〕

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるものとする。

（職務に専念する義務の免除）

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- （1）研修を受ける場合
- （2）厚生に関する計画の実施に参加する場合
- （3）前2号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。